○国土交通省告示第四百十三号

地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）附則第十一条第二項第二号の規定に基づき、平成十七年国土交通省告示第千六十三号の一部を次のように改正する。

平成二十六年三月三十一日

国土交通大臣　太田　昭宏

別表第二号中「幌糠」を「留萌」に改め、同表第三号中「中札内村協和東三線」を「更別村字更別南一線」に改め、同表中第九十六号を第百五号とし、第七十九号から第九十五号までを九号ずつ繰り下げ、第七十八号を第八十六号とし、同号の次に次の一号を加える。

八十七	新若戸道路（北九州市道安瀬戸畑一号線のうち北九州市若松区北浜から同市戸畑区大字戸畑までの区間の道路をいう。）

別表中第七十七号を第八十五号とし、第六十六号から第七十六号までを八号ずつ繰り下げ、同表第六十五号中「西尾町」を「下東川津町」に改め、同号を同表第七十三号とし、同表中第六十四号を第七十二号とし、第六十号から第六十三号までを八号ずつ繰り下げ、第五十九号を第六十五号とし、同号の次に次の二号を加える。

六十六	志戸坂峠道路（一般国道三百七十三号のうち鳥取県八頭郡智頭町市瀬から岡山県英田郡西粟倉村大字影石字裏滝までの区間の道路をいう。）
六十七	鳥取西道路（一般国道九号のうち鳥取市本高字白木から同市嶋字四反田までの区間の道路をいう。）

別表中第五十八号を第六十四号とし、第四十八号から第五十七号までを六号ずつ繰り下げ、同表第四十七号中「区間の道路」の下に「及び京都府船井郡京丹波町須知から京都府乙訓郡大山崎町字円明寺小字までの区間の道路」を加え、同号を同表第五十三号とし、同表中第四十六号を第五十二号とし、第三十四号から第四十五号までを六号ずつ繰り下げ、第三十三号を第三十四号とし、同号の次に次の五号を加える。

三十五	長泉沼津インターチェンジ連結道路（静岡県道大岡元長窪線のうち静岡県駿東郡長泉町上長窪字上野から同町元長窪字野台までの区間の道路をいう。）
三十六	新富士インターチェンジ連結道路（静岡県道一色久沢線のうち富士市大渕字市十窪から同市厚原字八笠までの区間の道路をいう。）
三十七	藤枝岡部インターチェンジ連結道路（静岡県道静岡朝比奈藤枝線のうち藤枝市高田字角田から同市岡部町入野字南山までの区間の道路をいう。）
三十八	島田金谷インターチェンジ連結道路（一般国道四百七十三号のうち島田市竹下字宮前から同市横岡新田字沖ノ広切までの区間の道路をいう。）
三十九	森掛川インターチェンジ連結道路（静岡県道掛川天竜線のうち掛川市幡鎌字板ヶ谷から静岡県周智郡森町睦実字杭瀬ケ谷までの区間の道路をいう。）

別表中第三十二号を第三十三号とし、同表第三十一号中「一般国道四百六十八号のうち」の下に「茅ヶ崎市西久保字上ノ町から神奈川県高座郡寒川町宮山までの区間の道路、海老名市中新田字二番河原から厚木市上依知字鬼ヶ谷までの区間の道路、」を加え、「木更津市下郡字杉戸から同市」を「東金市小野字羽戸から木更津市」に改め、同号を同表第三十二号とし、同表中第三十号を第三十一号とし、第六号から第二十九号までを一号ずつ繰り下げ、第五号の次に次の一号を加える。

六	上北道路（一般国道四十五号のうち青森県上北郡六戸町大字犬落瀬字堀切沢から同郡東北町大字大浦字南平までの区間の道路をいう。）

附　則

この告示は、平成二十六年四月一日から適用する。

○国土交通省告示第四百十四号

租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第八条第一項第一号及び第二十九条の六第一項第一号の規定に基づき、平成二十一年国土交通省告示第三百七十四号の一部を次のように改正する。

平成二十六年三月三十一日

国土交通大臣　太田　昭宏

別表一第二号中「幌糠」を「留萌」に改め、同表第三号中「中札内村協和東三線」を「更別村字更別南一線」に改め、同表中第九十六号を第百五号とし、第七十九号から第九十五号までを九号ずつ繰り下げ、第七十八号を第八十六号とし、同号の次に次の一号を加える。

八十七	新若戸道路（北九州市道安瀬戸畑一号線のうち北九州市若松区北浜から同市戸畑区大字戸畑までの区間の道路をいう。）

別表一中第七十七号を第八十五号とし、第六十六号から第七十六号までを八号ずつ繰り下げ、同表第六十五号中「西尾町」を「下東川津町」に改め、同号を同表第七十三号とし、同表中第六十四号を第七十二号とし、第六十号から第六十三号までを八号ずつ繰り下げ、第五十九号を第六十五号とし、同号の次に次の二号を加える。

六十六	志戸坂峠道路（一般国道三百七十三号のうち鳥取県八頭郡智頭町市瀬から岡山県英田郡西粟倉村大字影石字裏滝までの区間の道路をいう。）
六十七	鳥取西道路（一般国道九号のうち鳥取市本高字白木から同市嶋字四反田までの区間の道路をいう。）

別表一中第五十八号を第六十四号とし、第四十八号から第五十七号までを六号ずつ繰り下げ、同表第四十七号中「区間の道路」の下に「及び京都府船井郡京丹波町須知から京都府乙訓郡大山崎町字円明寺小字までの区間の道路」を加え、同号を同表第五十三号とし、同表中第四十六号を第五十二号とし、第三十四号から第四十五号までを六号ずつ繰り下げ、第三十三号を第三十四号とし、同号の次に次の五号を加える。

三十五	長泉沼津インターチェンジ連結道路（静岡県道大岡元長窪線のうち静岡県駿東郡長泉町上長窪字上野から同町元長窪字野台までの区間の道路をいう。）
三十六	新富士インターチェンジ連結道路（静岡県道一色久沢線のうち富士市大渕字市十窪から同市厚原字八笠までの区間の道路をいう。）
三十七	藤枝岡部インターチェンジ連結道路（静岡県道静岡朝比奈藤枝線のうち藤枝市高田字角田から同市岡部町入野字南山までの区間の道路をいう。）
三十八	島田金谷インターチェンジ連結道路（一般国道四百七十三号のうち島田市竹下字宮前から同市横岡新田字沖ノ広切までの区間の道路をいう。）
三十九	森掛川インターチェンジ連結道路（静岡県道掛川天竜線のうち掛川市幡鎌字板ヶ谷から静岡県周智郡森町睦実字杭瀬ケ谷までの区間の道路をいう。）